

# 女川町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

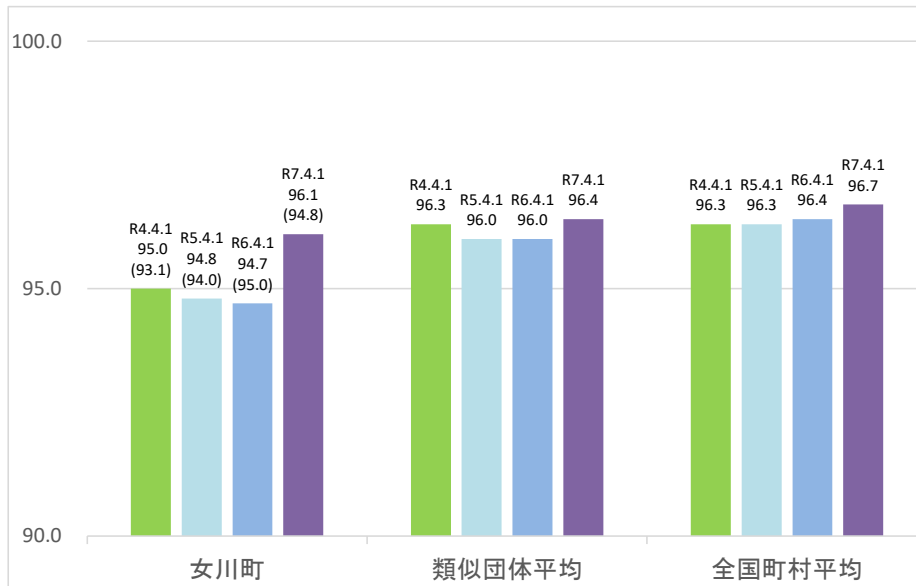
区分	住民基本台帳人口 令和7年1月1日	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 令和5年度の人件费率
令和6年度	人 5,810	千円 11,890,518	千円 590,209	千円 1,343,762	% 11.30%	% 9.37

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当 たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 143	千円 458,257	千円 105,825	千円 179,912	千円 743,994	千円 5,202	千円 5,723

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業規模が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

### (4) 給与改定の状況

人事委員会の設置無し。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

①給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日  
 (内容)  
 ・令和7年人事院勧告に準拠し、給料月額の上上げ及び初号近辺の号俸をカットし、初号の給料月額の上上げを実施。

②地域手当の見直し

無し

③その他の見直し内容

令和7年4月1日  
 ・令和7年人事院勧告に準拠し、期末手当及び勤勉手当の支給割合の引き上げ、扶養手当について見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
女川町	39.6 歳	302,200 円	365,300 円	321,400 円
宮城県	42.3 歳	330,820 円	424,419 円	368,480 円
国	41.9 歳	332,237 円	414,480 円	— 円
類似団体	41.2 歳	314,279 円	364,128 円	339,772 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
女川町	55.7 歳	4 人	279,300 円	318,700 円	292,000 円	—	— 歳	— 円	—
うち運転技術員	57.6 歳	2 人	301,700 円	— 円	— 円	乗用自動車運転者	57.5 歳	205,300 円	—
うち清掃職員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円		歳	円	—
うち調理員	63.7 歳	1 人	227,500 円	— 円	— 円	調理従事者	44.7 歳	262,800 円	—
うち用務員	44.1 歳	1 人	286,400 円	— 円	— 円	その他	47.2 歳	269,200 円	—
うちその他	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円		歳	円	—
宮城県	53.1 歳	134 人	303,311 円	342,438 円	321,246 円	—	— 歳	— 円	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	337,907 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	51 歳	3 人	287,371 円	310,867 円	299,385 円	—	— 歳	— 円	—

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分	学歴	女川町	宮城県	国
一般行政職	大学卒	222,000 円	227,400 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	196,100 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	185,700 円	194,100 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	284,500 円	358,600 円	378,900 円	409,800 円
	高校卒	266,000 円	— 円	353,700 円	387,900 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	286,400 円	— 円

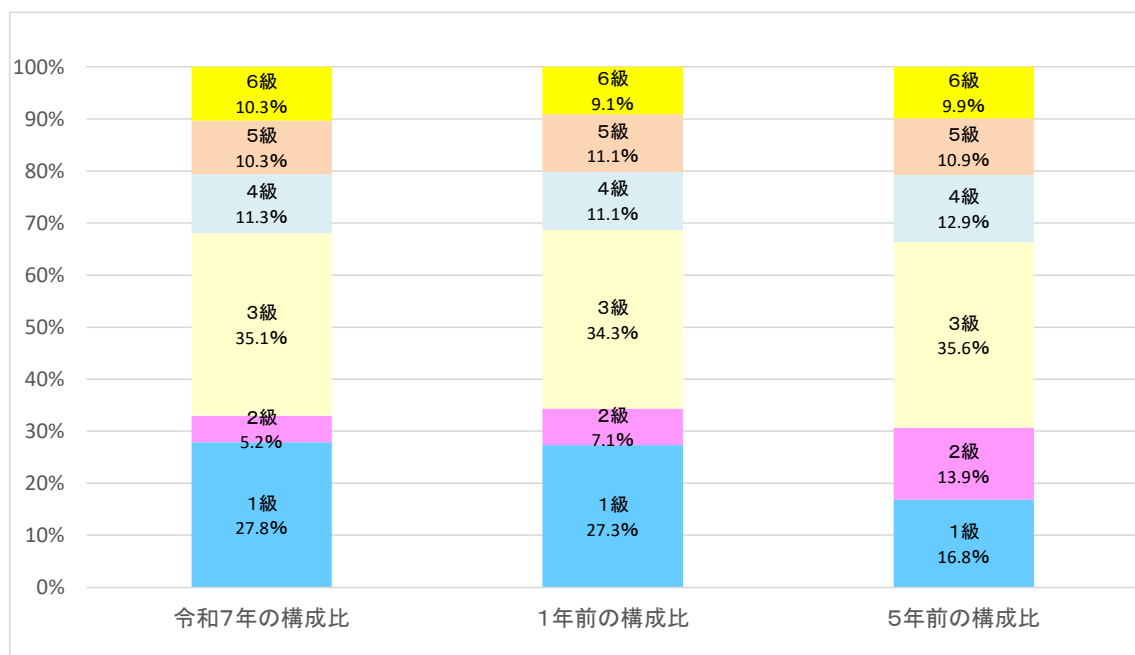
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	10 人	10.2 %	355,200 円	415,700 円
5 級	課長、参事の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	10 人	10.2 %	321,300 円	398,200 円
4 級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	11 人	11.2 %	298,800 円	386,100 円
3 級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	34 人	34.7 %	265,300 円	354,700 円
2 級	専門的な知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	5 人	5.1 %	230,000 円	308,500 円
1 級	主事、書記、技師、保育士、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、介護福祉士、社会福祉士、主任介護支援専門員、支援相談員又は社会教育主事（以下この表において「主事等」という。）の職務	27 人	27.6 %	183,500 円	258,100 円

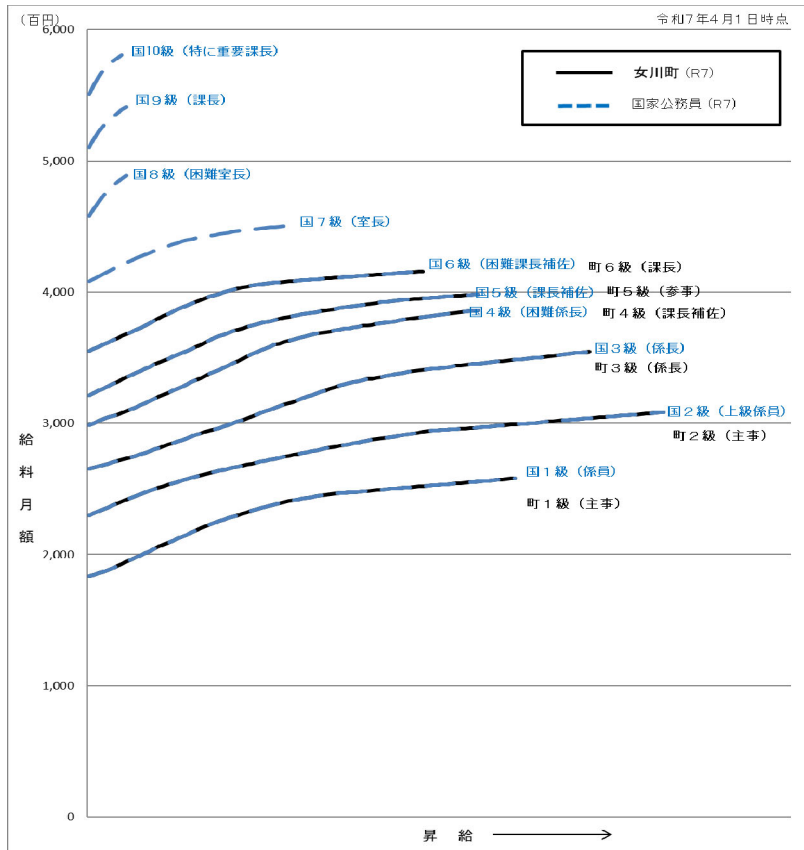
(注) 1 女川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（女川町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

女川町	宮城県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,432 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,802 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

女川町	国	
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 1,779 千円 20,789 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

##### (3) 地域手当

###### (令和7年4月1日現在)

支給実績（令和6年度決算）	5,261 百円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	5,261 百円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
1級地（東京都）	20.0 %	1 人	20.0 %

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		10,350 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		5,175,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		1.3 %		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績	支給実績（6年度決算）	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症が発生又は発生する恐れがある場合における業務	—	1日につき1,000円
行旅死亡人取扱手当	右記業務に従事した職員	旅行死亡取扱業務	—	1日につき3,000円
火葬業務手当	右記業務に従事した職員	火葬業務	—	1回につき1,500円
医療業務手当	医師のうち院長	医療業務	—	1月につき600,000円
	医師のうち副院長	医療業務	—	1月につき500,000円
	医師のうち所長又は治療部長	医療業務	—	1月につき400,000円
	医師のうち科長	医療業務	—	1月につき350,000円
	医師のうち医長	医療業務	—	1月につき300,000円
	医師	医療業務	5,750,000円	1月につき250,000円
研究手当	医師	医学研究業務	4,600,000円	1月につき200,000円
往診手当	右記業務に従事した医師	往診業務	—	1回につき往診料の50/100
	右記業務に従事した職員	往診業務	—	1回につき往診料の10/100

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	60,170 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	493 千円
支給実績（令和5年度決算）	63,686 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	514 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	1 配偶者 6,500 2 子 10,000 3 その他の扶養親族 1人につき 6,500円 4 扶養親族である子のうち満15歳に達する日以降の最初の4月1日から満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同	—	17,204 千円	291,600 円
住居手当	借家、借間に居住している職員 ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額	同	—	8,064 千円	268,800 円
通勤手当	1 交通機関等利用者 1ヶ月に要する運賃等の相当額(1月あたり上限55,000円) 2 自動車等使用者 片道使用距離により2,000円～31,600円	同	—	12,398 千円	98,400 円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものについてその職務の特殊性に基づき、規則で定める基準に従い支給する。	同	—	7,588 千円	632,400 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,400円を超えない範囲内において、規則で定める額を宿日直手当として支給する。	同	—	4,120 千円	121,200 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に規則で定める基準に従い支給する。	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命じられた職員に条例で定める額を支給する。	同	—	— 千円	— 円
管理職特別勤務手当	管理職にある職員が緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合、規則で定める基準に従い支給する。	同	—	— 千円	— 円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	町長	892,000 円 ( 892,000 円 )	(参考) 類似団体における最高/最低額 892,000 円 / 523,000 円
	副町長	669,000 円 ( 669,000 円 )	700,000 円 / 360,000 円
報酬	議長	366,000 円	366,000 円 / 200,000 円
	副議長	304,000 円	320,000 円 / 170,000 円
	議員	286,000 円	310,000 円 / 150,000 円
期末手当	町長 副町長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	
退職手当	町長	(算定方式) 892,000×在職月数×0.44	(1期の手当額) 18,839,040 円 (支給時期) 任期毎
	副町長	669,000×在職月数×0.26	8,349,120 円 任期毎
	備考		

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

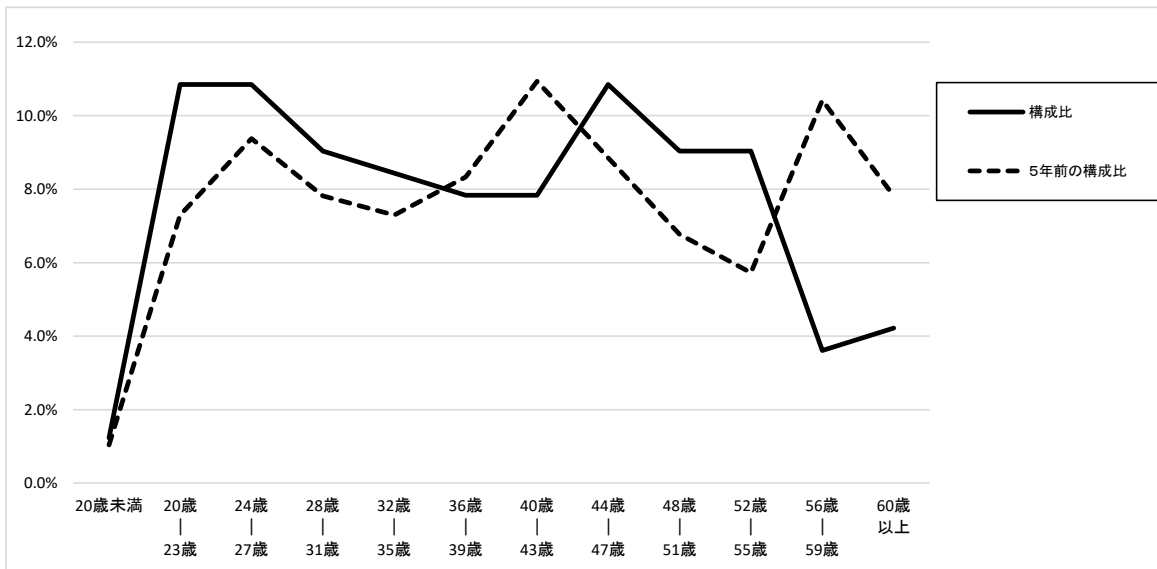
(各年4月1日現在)

分部門	区	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和7年度	令和6年度		
普通会計部門	一般行政	106	108	△ 2	
	福祉	20	21	△ 1	
	計	126	129	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 218.33 人 (類似団体平均の人口1万人当たり職員数 142.96 人)
	教育部門	14	14	0	
	消防部門	0	0	0	
	小計	140	143	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 242.59 人 (類似団体平均の人口1万人当たり職員数 119.43 人)
公営企業等 会計部門	公営企業等 会計部門	14	15	△ 1	
	小計	14	15	△ 1	
合計		[210] 154	[210] 158	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 266.85 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳   23歳	24歳   27歳	28歳   31歳	32歳   35歳	36歳   39歳	40歳   43歳	44歳   47歳	48歳   51歳	52歳   55歳	56歳   59歳	60歳以上	計
職員数	2人	18人	18人	15人	14人	13人	13人	18人	15人	15人	6人	7人	154人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政		142	139	134	132	129	126	△ 16	△ 11.3%
教育		18	19	16	14	14	14	△ 4	△ 22.2%
消防		0	0	0	0	0	0	0	(%)
普通会計計		160	158	150	146	143	140	△ 20	△ 12.5%
公営企業等会計計		16	15	16	17	15	14	△ 2	△ 12.5%
総合計		176	173	166	163	158	154	△ 22	△ 12.5%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6 年度	千円 586,285	千円 △ 69,677	千円 37,050	% 6.32	% 6.22

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6 年度	人 5	千円 20,159	千円 4,593	千円 5,723	千円 30,475	千円 6,095	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

#### イ 特記事項

給与制度の総合的見直し及び昇給への勤務成績の反映については、一般行政職と同様の内容で実施している。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
女川町	46.4 歳	343,583 円	508,617 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

女川町		団体平均	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,145 千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,593 千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 ( 1.425 ) 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 ( 1.425 ) 月分	
勤勉手当 2.10 月分 ( 0.985 ) 月分		勤勉手当 2.10 月分 ( 0.985 ) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

女 川 町			団体平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
(退職時特別昇給	なし	)	(退職時特別昇給	なし	)
1人当たり平均支給額	— 千円		1人当たり平均支給額	7,847 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当、エ 特殊勤務手当 該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	2,444 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	489 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	1 配偶者 6,500 2 子 10,000 3 その他の扶養親族 1人につき 6,500円 4 扶養親族である子のうち満15歳に達する日以降の最初の4月1日から満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同	—	456 千円	456 千円
住居手当	借家、借間に居住している職員 ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額	同	—	471 千円	236 千円
通勤手当	1 交通機関等利用者 1ヶ月に要する運賃等の相当額(1月あたり上限55,000円) 2 自動車等使用者 片道使用距離により2,000円～31,600円	同	—	642 千円	128 千円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものについてその職務の特殊性に基づき、規則で定める基準に従い支給する。	同	—	623 千円	623 千円
在宅勤務等手当	住居その他定められた場所で、正規の勤務時間の全部を勤務することを、1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給する。	同	—	— 千円	— 円
特殊勤務手当	特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。 (1) 著しく危険、不快又は不健康な勤務 (2) 過度の疲労を伴う勤務 (3) 能率給を支給することにより作業能率の向上を計ることのできる勤務	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,400円を超えない範囲内において、規則で定める額を宿日直手当として支給する。	同	—	— 千円	— 円

休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に規則で定める基準に従い支給する。	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命じられた職員に条例で定める額を支給する。	同	—	— 千円	— 円
管理職特別勤務手当	管理職にある職員が緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合、規則で定める基準に従い支給する。	同	—	— 千円	— 円

## (2) 下水道事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 628,679	千円 △ 134,258	千円 29,398	% 4.68	% 6.82

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 4	千円 14,345	千円 4,703	千円 4,337	千円 23,385	千円 5,846	千円 6,187

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

#### イ 特記事項

給与制度の総合的見直し及び昇給への勤務成績の反映については、一般行政職と同様の内容で実施している。

### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（7年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
女川町	43.8 歳	344,771 円	508,021 円
団体平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

女 川 町		団 体 平 均	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,084 千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,562 千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 ( 1.425 ) 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 ( 1.425 ) 月分	
勤勉手当 2.10 月分 ( 0.985 ) 月分		勤勉手当 2.10 月分 ( 0.985 ) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

女 川 町			団体平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
(退職時特別昇給	なし	)	(退職時特別昇給	なし	)
1人当たり平均支給額	— 千円		1人当たり平均支給額	6,120 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当、エ 特殊勤務手当 該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	2,814 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	704 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	1 配偶者 6,500 2 子 10,000 3 その他の扶養親族 1人につき 6,500円 4 扶養親族である子のうち満15歳に達する日以降の最初の4月1日から満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同	—	1,204 千円	301千円
住居手当	借家、借間に居住している 職員 ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額	同	—	384 千円	192千円
通勤手当	1 交通機関等利用者 1ヶ月に要する運賃等の相当額(1月あたり上限55,000円) 2 自動車等使用者 片道使用距離により2,000円～31,600円	同	—	336 千円	336千円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものについてその職務の特殊性に基づき、規則で定める基準に従い支給する。	同	—	— 千円	— 円
在宅勤務等手当	住居その他定められた場所で、正規の勤務時間の全部を勤務することを、1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給する。	同	—	— 千円	— 円
特殊勤務手当	特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。 (1)著しく危険、不快又は不健康な勤務 (2)過度の疲労を伴う勤務 (3)能率給を支給することにより作業能率の向上を計ることのできる勤務	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,400円を超えない範囲内において、規則で定める額を宿日直手当として支給する。	同	—	— 千円	— 円

休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に規則で定める基準に従い支給する。	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命じられた職員に条例で定める額を支給する。	同	—	— 千円	— 円
管理職特別勤務手当	管理職にある職員が緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合、規則で定める基準に従い支給する。	同	—	— 千円	— 円